会計処理要領

（収益、費用の基本的な会計処理）

第1条

(1)収益は、原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取得した時に計上する。

(2)費用は、原則として、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に計上する。

(3)収益とこれに関連する費用は、両者を対応させて期間損益を計算する。

(4)収益及び費用は、原則として、総額で計上し、収益の項目と費用の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

（資産、負債の基本的な会計処理）

第2条

(1)資産は、原則として、取得価額で計上する。

(2)負債のうち、債務は、原則として、債務額で計上する。

（金銭債権及び金銭債務）

第3条

(1)金銭債権は、原則として、取得価額で計上する。

(2)金銭債務は、原則として、債務額で計上する。

(3)受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は、貸借対照表の注記とする。

（貸倒損失、貸倒引当金）

第4条

(1)倒産手続き等により債権が法的に消滅した時は、その金額を貸倒損失として計上する。

(2)債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能な債権については、その回収不能額を貸倒損失として計上する。

(3)債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能のおそれのある債権については、その回収不能見込額を貸倒引当金として計上する。

（有価証券）

第5条

(1)有価証券は、原則として、取得原価で計上する。

(2)売買目的の有価証券を保有する場合は、時価で計上する。

(3)有価証券の評価方法は、総平均法、移動平均法等による。

(4) 売買有価証券を除き、その他有価証券、関係会社株式、満期保有目的債券等は時価が取得原価よりも下落した時は、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。

（棚卸資産）

第6条

(1)棚卸資産は、原則として、取得原価で計上する。

(2)棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法による。

(3)棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等による。

(4)時価が取得原価よりも下落した時は、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。

（経過勘定）

第7条

(1)前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含めない。

(2)未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に反映する。

（固定資産）

第8条

(1)固定資産は、有形固定資産（建物、機械装置、土地等）、無形固定資産（ソフトウェア、借地権、特許権、のれん等）及び投資その他の資産に分類する。

(2)固定資産は、原則として、取得原価で計上する。

(3)有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、相当の減価償却を行う。

(4)無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却を行う。

(5)固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とする。

(6)固定資産について、災害等により著しい資産価値の下落が判明した時は、減損会計を適用する。

（リース取引）

第9条

リース取引に係る借手は、賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

（引当金）

第10条

(1)以下に該当するものを引当金として、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として計上し、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載する。

・将来の特定の費用又は損失であること

・発生が当期以前の事象に起因すること

・発生の可能性が高いこと

・金額を合理的に見積ることができること

(2)賞与引当金については、翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額を計上する。

(3)中小企業退職金共済、特定退職金共済、確定拠出年金等、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない制度を採用している場合においては、毎期の掛金を費用処理する。

（外貨建取引等）

第11条

(1)外貨建取引（外国通貨建で受け払いされる取引）は、当該取引発生時の為替相場による円換算額で計上する。

(2)外貨建金銭債権債務については、取得時の為替相場又は決算時の為替相場による円換算額で計上する。

（純資産）

第12条

(1)純資産とは、資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額をいう。

(2)純資産のうち株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金等から構成される。

（注記）

第13条

(1)会社計算規則に基づき、重要な会計方針に係る事項、株主資本等変動計算書に関する事項等を注記する。

(2)本要領に拠って計算書類を作成した場合には、その旨を記載する。